

**中小企業経営承継円滑化法
申請マニュアル**

「民法特例」

**令和3年2月
中小企業庁財務課**

目次

第1章 遺留分に関する民法の特例制度	2
第1節 遺留分制度の概要	2
1. 遺留分の意義	2
2. 遺留分の額の算出方法	2
3. 遺留分放棄制度による対策の限界	3
第2節 遺留分に関する民法の特例の概要	4
1. 2つの特例	4
2. 除外合意	4
3. 固定合意（会社の経営の承継の場合にのみ利用可能）	4
第3節 手続の概観	5
第2章 遺留分に関する民法の特例に係る合意の内容	7
第1節 遺留分の算定に係る合意等の概要	7
第2節 会社の経営の承継の場合	7
1. 後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等	7
2. 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等	13
第3節 個人事業の経営の承継の場合	15
1. 後継者が取得した事業用資産に関する遺留分の算定に係る合意等	15
2. 後継者が取得した事業用資産以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等	19
第3章 手続	22
第1節 手続の概要	22
第2節 経済産業大臣の確認	22
1. 会社の経営の承継の場合	22
2. 個人事業の経営の承継の場合	32
3. 確認書の交付	37
第3節 家庭裁判所の許可	37

第1章 遺留分に関する民法の特例制度

第1節 遺留分制度の概要

1. 遺留分の意義

原則として、自分の財産はどのように処分するのも自由ですが、民法は、相続人の生活の安定や最低限度の相続人間の公平を確保するために、兄弟姉妹及びその子以外の相続人に最低限の相続の権利を保障しています（民法第1042条）。これが「遺留分」です。亡くなつた方（被相続人）による財産の処分によって、遺留分を侵害された相続人は、遺留分の額以上の財産を取得した相続人等に対して、侵害された遺留分に相当する額の金銭の支払いを請求することができます（民法第1046条）。

2. 遺留分の額の算出方法

次の計算式により算出された遺留分を算定するための財産の価額に遺留分の比率（原則として2分の1。直系尊属だけが相続人の場合は3分の1。）を乗じることによって、相続人全体にとっての遺留分の額を算出します（民法第1042条第1項）。これに個々の相続人の法定相続分を乗じることによって、個々の相続人が有する遺留分の額を算出します（民法第1042条第2項）。また、遺留分を算定するための財産の価額に生前贈与された財産の価額を算入する際には、すべて相続開始時を基準に評価された価額となります¹ので、例えば、後継者が生前贈与を受けた自社株式の価値が、後継者の努力によって被相続人の相続開始時までの間に上昇した場合には、後継者以外の相続人の遺留分の額が増大する結果となってしまいます。

$$\text{被相続人が相続開始時において有していた財産} + \text{相続前1年以内の生前贈与 (相続人以外に対するもの)} + \text{相続前10年以内の特別受益 (相続人に対するもの)} - \text{負債}$$

2

注) 特別受益とは、被相続人から相続人に対する遺贈又は婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本としての贈与をいいます。

例えば、以下は会社の経営の承継の場合の具体例です。

【事例】

相続人：配偶者、子2人

被相続人の相続開始時の財産：不動産2000万円、預金1000万円

後継者である子に対する贈与（相続開始前10年以内）：自社株式1億2000万円

負債：3000万円

【遺留分を算定するための財産の価額】

¹ 最判昭和51年3月18日民集30巻2号111頁

² 但し、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つて贈与をしたときは、相続の1年以上前の生前贈与（相続人以外に対するもの）及び相続の10年以上前の特別受益（相続人に対するもの）も算入される。

不動産 2000 万円 + 預金 1000 万円 + 自社株式 1 億 2000 万円 - 負債 3000 万円
= 1 億 2000 万円

【相続人全体にとっての遺留分の額】

1 億 2000 万円 × 1/2 = 6000 万円

【個々の相続人の遺留分の額】

配偶者 = 6000 万円 × 1/2 = 3000 万円

子 2 人 = 6000 万円 × 各 1/4 = 各 1500 万円

被相続人の相続開始時の財産（不動産 2000 万円、預金 1000 万円）につき、配偶者と後継者以外の子が、それぞれ不動産 2000 万円、預金 1000 万円を相続した場合、配偶者は 1000 万円（3000 万円 - 2000 万円）の遺留分侵害を受け、後継者以外の子は 500 万円（1500 万円 - 1000 万円）の遺留分侵害を受けていることになるので、それぞれ後継者である子に対して遺留分侵害額請求をすることができます。後継者は、多額の金銭の支払義務を負うこととなり、さらに、支払いのための資金を準備できない場合にあっては、後継者が贈与を受けた自社株式を処分せざるを得ないことも想定でき、その場合、後継者に対して集中的に贈与され、経営権の基盤となっていた株式が、分散してしまうことになります。

同様の問題は、個人事業の経営の承継の場合に、事業用資産を後継者に対して集中的に贈与した場合にも発生します。

3. 遺留分放棄制度による対策の限界

民法の定めにおいても、非後継者³が遺留分の事前放棄（民法第 1049 条）をすることによって、遺留分に係る紛争を未然に防止することができます。しかしながら、遺留分の事前放棄による対策には、以下のような限界があります。

(1) 非後継者の手続負担

遺留分の事前放棄は、遺留分を放棄しようとする者が自ら個別に家庭裁判所に申立てをして、許可を受ける必要があります。非後継者にとっては、何らのメリットもないのに、このような手続をしなければならないというのは、相当な負担となります。

(2) 遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額の固定化

自社株式のように、後継者の貢献が価値の変動に影響を及ぼす財産については、一切遺留分を主張することができない場合には非後継者の同意を得られないが、一定時点における価額に固定し、その後の価値上昇分に対しては遺留分を主張しないということには同意を得ることができる場合も考えられます。しかしながら、遺留分の事前放棄では、遺留分の全部を放棄するか、遺留分の一部を放棄する場合であっても特定の財産の全部について放棄するしかなく、推定相続人全員の同意があったとしても、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を予め固定することはできません。

³ 後継者以外の相続人をいうものとし、以下同様とする。

第2節 遺留分に関する民法の特例の概要

1. 2つの特例

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号、以下「経営承継円滑化法」という。）は、以上のような遺留分制度による制約を解決するため、(1)会社の経営の承継の場合と(2)個人事業の経営の承継の場合の別に応じ、後継者が、先代経営者からの贈与等により取得した(1)自社株式（完全無議決権株式を除く。）若しくは持分（以下、本マニュアルにおいては無議決権株式を含む発行済株式を単に「株式」といい、無議決権株式を除く株式又は持分を「株式等」という。）又は(2)事業用資産について、先代経営者の推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。以下同じ。）及び後継者の全員の合意を前提として、遺留分の制限に関する特例制度を創設しました。

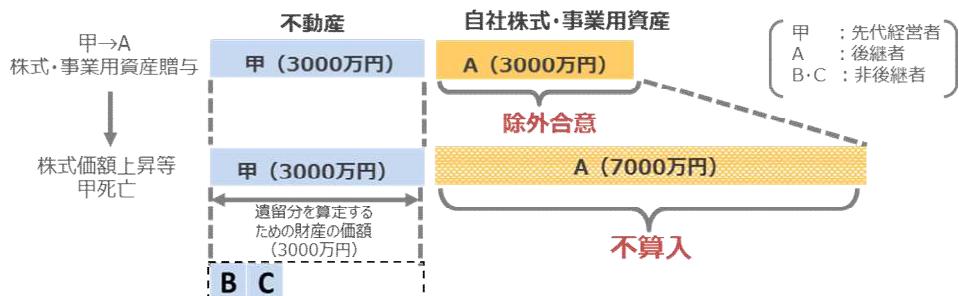
特例において想定されている合意の種類には、次の2つがあり、(1)会社の経営の承継の場合は、①・②のいずれか一方又は双方を利用することができますが、(2)個人事業の経営の承継の場合には、①のみを利用することができます。

- ① その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと（「除外合意」）。
- ② 遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を固定すること（「固定合意」）。

2. 除外合意

後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等・事業用資産の価額は、民法の規定によれば、原則として、相続開始前10年以内に行われたものに限り⁴、「特別受益」として遺留分を算定するための財産の価額に算入され、遺留分の算定に影響します。

しかしながら、当該株式等・事業用資産を除外合意の対象とすれば、その価額は遺留分を算定するための財産の価額に算入されなくなり、遺留分の算定に影響しなくなります。



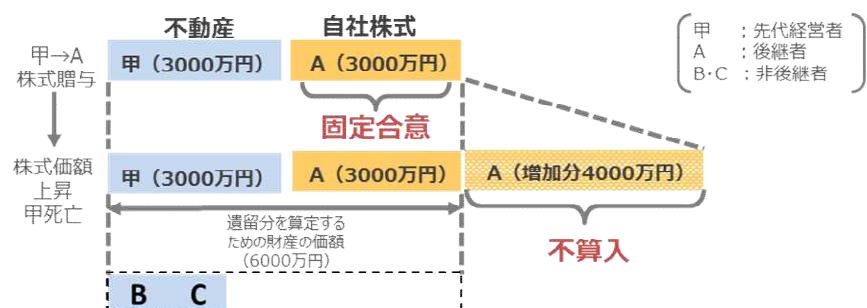
3. 固定合意（会社の経営の承継の場合にのみ利用可能）

後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するた

⁴ 後継者が推定相続人である場合に限る。親族外等、推定相続人でない後継者の場合には、原則として相続開始前1年以内に行われた贈与のみが算入の対象となる。

めの財産の価額に算入する価額は、相続開始時を基準とする評価額です。下図のとおり、贈与時に3000万円だった自社株式の価値が相続開始時には1億2000万円に上昇していた場合には、その価値上昇が後継者の努力によるものであったとしても、上昇後の1億2000万円が遺留分を算定するための財産の価額に算入されます。

これに対して、当該株式等を固定合意の対象とすれば、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額が3000万円となり、価値上昇分9000万円は遺留分を算定するための財産の価額に算入されなくなります。

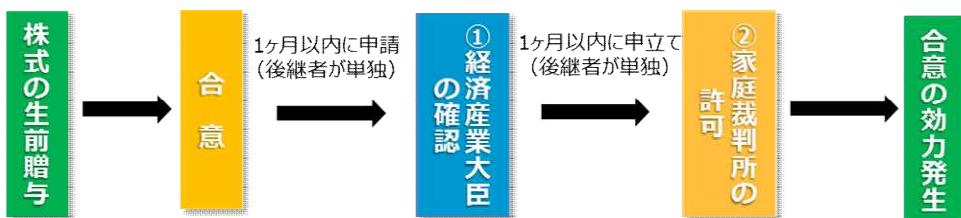


第3節 手続の概観

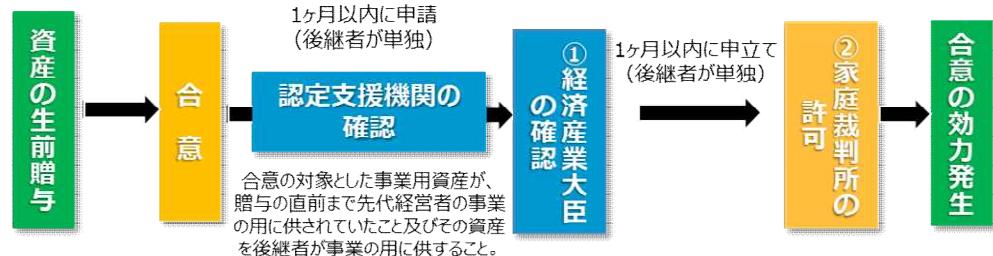
上記の除外合意も固定合意も、先代経営者の推定相続人及び後継者の全員の合意を前提とし、経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を受けることによって、当該合意の効力が発生します。

したがって、特例を利用する場合の手続の順序は、以下のとおりとなります⁵。

◎会社経営者の方



◎個人事業者の方



⁵ 後述するが、合意の締結から経済産業大臣の確認の申請を行うまでの期間、経済産業大臣の確認を受けてから家庭裁判所の許可を受けるまでの期間が、それぞれ1ヶ月以内である必要がある。

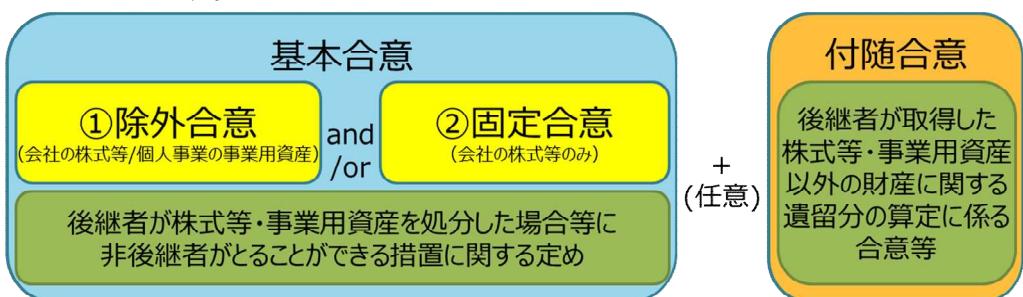
次章以降では、制度の内容や利用のための手続についてより詳しくご説明します。会社の経営の承継の場合、個人事業の経営の承継の場合の別に応じて、以下の表記載の箇所を、それぞれご参照ください。

会社の経営の承継の場合	個人事業の経営の承継の場合
第2章 遺留分に関する民法の特例に係る合意の内容	
第1節 遺留分の算定に係る合意等の概要【共通】	(P. 7)
第2節 会社の経営の承継の場合 (P. 7~15)	第3節 個人事業の経営の承継の場合 (P. 15~21)
第3章 手続	
第1節 手続の概要【共通】	(P. 22)
第2節 経済産業大臣の確認 1. 会社の経営の承継の場合 (P. 22~32) 2. 個人事業の経営の承継の場合 (P. 32~37) 3. 確認書の交付 (P. 37)	第2節 経済産業大臣の確認 2. 個人事業の経営の承継の場合 (P. 32~37) 3. 確認書の交付 (P. 37)
第3節 家庭裁判所の許可【共通】	

第2章 遺留分に関する民法の特例に係る合意の内容

第1節 遺留分の算定に係る合意等の概要

遺留分に関する民法の特例制度を利用するためには、下図のとおり、法4条で定める基本となる合意（基本合意）、すなわち①除外合意と②固定合意（会社の経営の承継の場合にのみ利用可）の双方又はいずれか一方の合意に加えて、後継者が株式等や事業用資産を処分した場合等に非後継者がとることができる措置に関する定めをする必要があります。また、これに付随する法5条又は6条で定める合意（付随合意）を任意ですることもできます。



第2節 会社の経営の承継の場合

1. 後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等

法第4条第1項は、「特例中小会社」に該当する会社の経営を承継する場合に利用可能な措置として、旧代表者の推定相続人及び後継者の全員の合意をもって、書面により、①除外合意と②固定合意をすることができる旨を規定しています。

なお、①除外合意と②固定合意は、二者択一ではなく、組み合わせることが可能です。例えば、後継者が旧代表者からの贈与等により取得した1000株のうち600株を①除外合意の対象とし、残りの400株を②固定合意の対象とすることもできます。

また、民法の特例制度の施行日（平成21年3月1日）以前に贈与された株式等についても、これらの合意の対象とすることができます。

特例の対象となる「特例中小会社」の定義（条件）と、合意の当事者となるべき推定相続人の定義（範囲）は、それぞれ以下のとおりです。

※ 「特例中小会社」の定義（承継される会社に係る条件）

法第3条第1項は、遺留分に関する民法の特例制度を利用できる会社を「特例中小会社」と定義しています。

この章において「特例中小会社」とは、中小企業者のうち、一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件に該当する会社（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）をいう。

① 中小企業者

法の対象となる中小企業者の範囲は、下表のとおり中小企業基本法上の中小企業者を基本とし、既存の中小企業支援法と同様に業種の実態を踏まえ政令によりその範囲を拡大しており、その営む業種により以下のようないかだいの会社又は個人とされています。

なお、医療法人や社会福祉法人、外国会社は法における中小企業者には該当しません。

表 1 法の対象となる中小企業者の範囲

中小企業基本法上の中小企業者の定義			政令により範囲を拡大した業種 (灰色部分を拡大)		
	資本金 又は	従業員数		資本金 又は	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
サービス業		100人以下			

② 一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件

施行規則第2条第1項において、「3年以上継続して事業を行っていること」と規定されています。

なお、組織再編があった場合における事業継続期間の算定上、旧会社における事業期間は通算されません。(下記表参照)

(組織変更(合同会社→株式会社など)、種類変更(合名会社→合資会社など)の場合には、法人格の同一性は維持されるため、この取扱いは適用されません。)

組織再編	申請者	旧会社
吸収合併	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
新設合併	新設合併設立会社	新設合併消滅会社
株式交換	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
株式移転	株式移転完全親会社	株式移転完全子会社

また、設立後3年未満の新設会社の場合にあっては、当該要件を充足することはできないため、ご注意ください。

※ 「推定相続人」の定義(合意の当事者となるべき者の範囲)

民法上の推定相続人には兄弟姉妹も含まれますが、法第3条第4項における「推定相続人」は、遺留分の算定に係る合意の当事者となる者ですので、遺留分を有さ

ない兄弟姉妹及びこれらの者の子を除いています。

この章において「推定相続人」とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち、被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものをいう。

(1) 除外合意（第1号）

当該会社事業後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該株式等受贈者からの相続により取得した当該特例中小会社の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。

後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等につき除外合意することにより、当該株式等は遺留分を算定するための財産の価額に算入されないため、先代経営者の相続に伴って、後継者が過大な金銭的負担を負うことや、さらには当該株式等が分散することを防止することができます。

なお、特例を利用するに当たっては、先代経営者は「旧代表者」に、後継者は「会社事業後継者」にそれぞれ該当する必要があります。「旧代表者」及び「会社事業後継者」の定義は以下のとおりであり、先代経営者及び後継者がそれぞれこの条件に該当する場合に限り、民法特例を利用することができます。

（加えて、後述(3)のとおり、後継者が、合意の対象となった株式の贈与を仮に受けなかったとしても、議決権の総数の 50%を超える数の議決権を有する場合には、特例を利用することはできませんので、ご留意ください。）

※ 「旧代表者」の定義（先代経営者に係る条件）

法第3条第2項は、いわゆる先代経営者を「旧代表者」と定義しています。

この章において「旧代表者」とは、特例中小会社の代表者であった者（代表者である者を含む。）であって、他の者に対して当該特例中小会社の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）の贈与をしたものという。

① 特例中小企業者の代表者であった者（代表者である者を含む。）

遺留分の算定に係る合意をする時点において、被相続人となるべき旧代表者は、特例中小企業者の代表者を既に退任している場合であっても、後継者とともに代表者である場合であっても、いずれでもよいという趣旨です。

② 株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。）

株式等は、遺留分の算定に係る合意の対象となるものであり、その分散による会社経営の不安定化を防止するという法の趣旨に照らし、株式からは会社の経営上の意思決定に関与しない完全無議決権株式を除いています。

持分は、合名会社、合資会社及び合同会社における持分を意味します。

③ 他の者に対して株式等の贈与をしたもの

贈与契約を締結しただけでは足りず、株券を交付するなど、既に履行されてい
ることが必要です。

※ 「会社事業後継者」の定義（後継者に係る条件）

法第3条第3項は、会社の経営の承継の場合における遺留分に関する民法の特例
制度を利用できる後継者を、「会社事業後継者」と定義しています。

(※) なお、第2章の説明で用いる「後継者」とは民法特例の対象となる後継者を
いい、日常的用語でいう後継者の概念とは異なりますのでご注意ください。

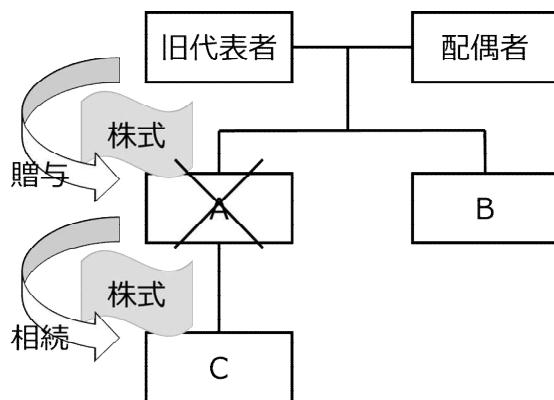
この章において「会社事業後継者」とは、旧代表者から当該特例中小会社の株式等
の贈与を受けた者（以下「株式等受贈者」という。）又は当該株式等受贈者から当該
株式等を相続により取得した者であって、当該特例中小会社の総株主（株主総会にお
いて決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株
主を除く。以下同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小会
社の代表者であるものをいう。

① 旧代表者から当該特例中小会社の株式等の贈与を受けた者

旧代表者から直接贈与を受けた者です。「株式等受贈者」と定義します。

② 当該株式等受贈者から当該株式等を相続により取得した者

旧代表者から直接贈与を受けてはいないが、上記①の株式等受贈者から相続に
より株式等を取得した者です。例えば、下図のようなケースにおけるCが該当し
ます。



③ 総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権 を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の過半数を有して いること

単独で総株主又は総社員の議決権の過半数を有していることが要件となりま
す。ここでの「総株主」には、完全無議決権株式のみを有する株主は除かれます。

④ 特例中小会社の代表者であるもの

遺留分の算定に係る合意をする時点において、特例中小会社の代表者となっていることが要件となります。

(2) 固定合意（第2号）

前号に規定する株式等の全部又は一部について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時における価額（弁護士、弁護士法人、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人がその時における相当な価額として証明をしたものに限る。）とすること。

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等につき固定合意することにより、遺留分を算定するための財産の価額に算入する当該株式等の価額が当該合意時における価額に固定されます。旧代表者の相続開始時までに当該株式等の価値が上昇しても、非後継者の遺留分の額が増大することではなく、後継者は、企業価値向上を目指して経営に専念することができます。

「合意の時における価額」については、弁護士等の専門家が「その時における相当な価額として証明をしたもの」であることが必要です。その評価方法の在り方については、中小企業庁が設置した「非上場株式の評価の在り方に関する委員会」（委員長：岡村正日本商工会議所会頭）において検討を行い、平成21年2月9日、「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」⁶を公表しています。

なお、「その時における相当な価額として証明」をする弁護士等には欠格事由が定められていますので（法第4条第2項）、注意してください。

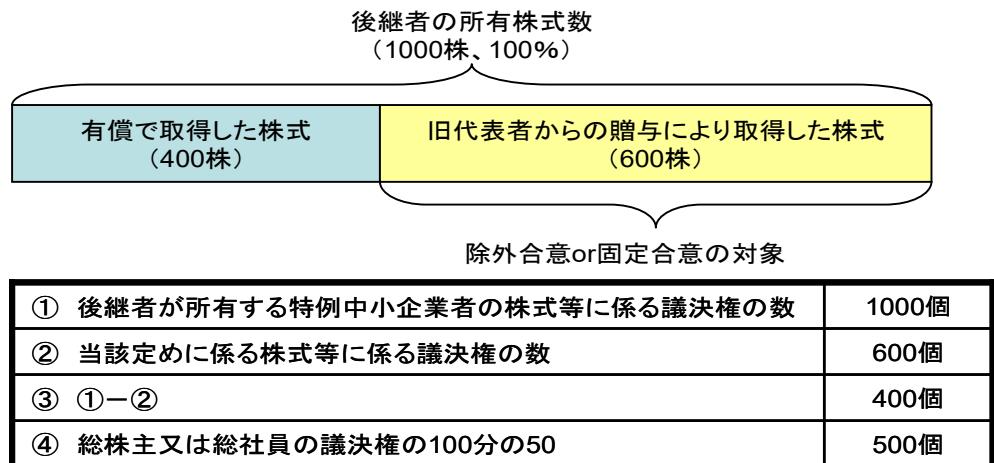
(3) 法第4条第1項ただし書の解釈

ただし、当該会社事業後継者が所有する当該特例中小会社の株式等のうち当該定めに係るものと除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の100分の50を超える数となる場合は、この限りでない。

法第4条第1項ただし書は、除外合意や固定合意の対象とする株式等を会社事業後継者が所有していないと仮定してもなお、会社事業後継者が議決権の過半数を確保することができる場合には、当該合意をすることができない旨を規定しています。具体的には、以下のとおりです。

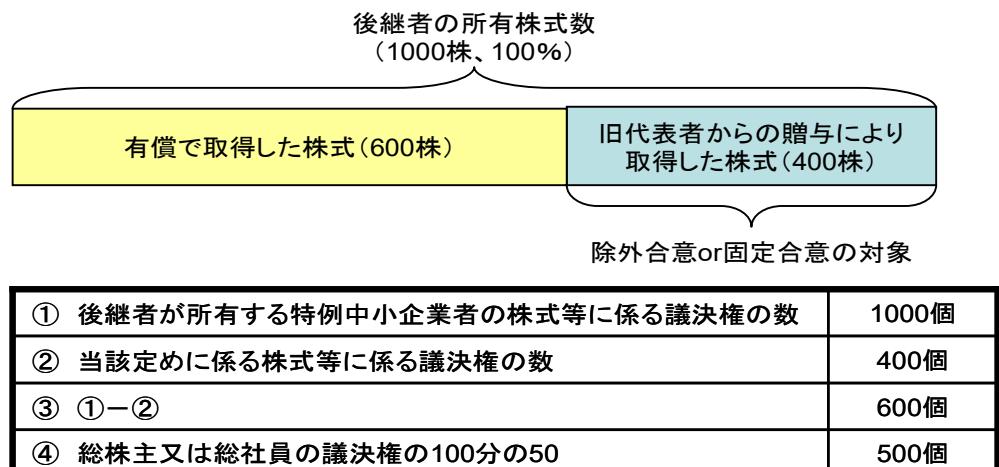
⁶ 同ガイドラインの全文は、<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2009/090209HyoukaGuidelines.htm>

【合意ができる場合】



上記事例では、③の数が④の数を超えていませんので、法第4条第1項ただし書に該当せず、当該除外合意又は固定合意をすることができます。

【合意ができない場合】



上記事例では、③の数が④の数を超越していますので、法第4条第1項ただし書に該当し、当該除外合意又は固定合意をすることはできません。

(4) 法第4条第4項の規定による定めの具体例

旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者は、第1項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる場合に当該会社事業後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならない。

- 一 当該会社事業後継者が第1項の規定による合意の対象とした株式等を処分する行為をした場合
- 二 旧代表者の生存中に当該会社事業後継者が当該特例中小企業者の代表者

として経営に従事しなくなった場合

除外合意や固定合意をした後、会社事業後継者が当該合意の対象とした株式等を処分したり、特例中小企業者の代表者を退任したりした場合には、当該合意は、本来の趣旨に沿わなくなるということができます。

しかしながら、こうした場合に当該合意の効力が当然に消滅することとすると、当該合意の対象とした株式等の価値が下落し、当該合意があることによってむしろ不利益を受けると判断した会社事業後継者が当該株式等を処分するなどして、容易に当該合意の効力を消滅させることができることになり、当事者間の衡平上問題があると考えられます。

そこで、法第4条第4項は、予め旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者間で協議をし、会社事業後継者が株式等を処分した場合などに非後継者がとることができる措置を定めるべきことを規定しています。

その具体的な内容については、法は、特段の基準を設けておらず、当事者間の協議により、個別具体的な状況に応じて定めることができます。具体的には、次のような定めをすることが想定されますが、会社事業後継者の経営の自由度を高めるため、会社事業後継者が株式等を処分しても非後継者は何ら異議を述べず、一切の金銭を請求しない旨を定めることもできます。

- ・ 非後継者は、他の非後継者と共同して当該合意を解除することができる。
- ・ 非後継者は、会社事業後継者に対し、一定額の金銭の支払を請求することができる。

2. 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等

法第5条及び第6条は、旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者が、除外合意又は固定合意をする際に、併せて、次の合意をすることができる旨を規定しています。

(1) 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意（法第5条）

次の各号に掲げる者は、前条第1項…の規定による合意をする際に、併せて、当該各号に掲げる者全員の合意をもって、書面により、当該各号に定める財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

- 一 旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者　会社事業後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該株式等受贈者からの相続により取得した財産（当該特例中小会社の株式等を除く。）
- 二 （略）

本条は、会社事業後継者が特例中小会社の株式等以外の財産、例えば、事業の用

に供している不動産や現金などを旧代表者からの贈与等により取得している場合に、当該財産の価額についても遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこととすることができますの旨を規定しています。

なお、本条の規定による合意の対象とすることができる財産の種類や額には制限はありません。

(2) 旧代表者の推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定め（法第6条第1項）

次の各号に掲げる者は、第4条第1項…の規定による合意をする際に、併せて、当該各号に掲げる者の合意をもって、当該各号に定める措置に関する定めをする場合においては、当該定めは、書面によってしなければならない。

- 一 旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者 当該推定相続人と当該会社事業後継者との間の衡平及び当該推定相続人間の衡平を図るための措置
- 二 (略)

法第4条及び第5条は、いずれも会社事業後継者が旧代表者からの贈与等により取得した特例中小企業者の株式等その他の財産に関する遺留分の算定に係る合意ですが、この合意につき非後継者の同意を得るために、何らかの形で、推定相続人と会社事業後継者との間の衡平、推定相続人間の衡平を図ることが考えられます。そのような措置を講じた場合には、当事者間の合意の全体を明らかにすることが望ましく、このため、本条は、当該定めをする場合には書面によるべき旨を規定しています。具体的には、以下のような定めをすることが想定されます。

- 会社事業後継者は、非後継者に対し、一定額の金銭を支払う。
- 会社事業後継者は、旧代表者に対し、生活費として、毎月一定額の金銭を支払う。
- 会社事業後継者は、旧代表者に疾病が生じたときは、医療費その他の金銭を負担する。

(3) 後継者以外の推定相続人が取得した財産に関する遺留分の算定に係る合意（法第6条第2項）

次の各号に掲げる者は、前項の規定による合意として、当該各号に定める財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

- 一 旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者 会社事業後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又は当該株式等受贈者からの相続により取得した財産
- 二 (略)

法第6条第2項は、同条第1項の推定相続人と会社事業後継者との間の衡平、推定相続人間の衡平を図るために措置に関する定めの一つとして、非後継者が旧代表者からの贈与等により取得した財産の価額についても、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこととすることができます。

なお、本項の規定による合意の対象とすることができる財産の種類や額には制限はありません。

第3節 個人事業の経営の承継の場合

1. 後継者が取得した事業用資産に関する遺留分の算定に係る合意等

(1) 遺留分の算定基礎に関する合意（第4条第3項）

法第4条第3項は、個人事業の経営の承継の場合に利用可能な措置として、個人事業者の推定相続人全員及び後継者の合意をもって、書面により、以下の内容の定めをすることができる旨を規定しています。

なお、この措置は、令和元年に行われた法改正により追加されたものですが、改正法の施行日である同年7月16日以前に贈与された事業用資産を、この合意の対象とすることもできます。

個人事業の経営の承継の場合には、贈与された事業用資産の全額について、遺留分を算定するための財産の価額への算入を制限する、除外合意を行うことができます（固定合意を行うことはできません。）。

旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者は、その全員の合意をもって、書面により、当該個人事業後継者が当該旧個人事業者からの贈与又は当該事業用資産受贈者からの相続により取得した事業用資産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

個人事業後継者が旧個人事業者からの贈与等により取得した「事業用資産」につき除外合意することにより、当該事業用資産の価額は遺留分を算定するための財産の価額に算入されないこととなるため、旧個人事業者の相続に伴って、後継者が過大な金銭的負担を負うことや、さらには当該株式等が分散することを防止することができます（ここでいう「事業用資産」は、単に事業のために用いる資産、というわけではなく、法令上の定義による固有の意味を有しています。以下の、「旧個人事業者」に係る項目中の説明をご参照ください。）。

なお、「旧個人事業者」及び「個人事業後継者」の定義については、以下のとおりとなります。先代経営者及び後継者がそれぞれこの条件に該当する場合に限り、民法特例を利用することができます。

※ 「旧個人事業者」

法第3条第4項は、個人事業の経営の承継の場合における先代経営者を、「旧個人事業者」と定義しています。

この章において「旧個人事業者」とは、一定期間以上継続して事業を行っていた個人である中小企業者であった者として経済産業省令で定める要件に該当する者であって、他の者に対して当該事業に係る事業用資産（土地及び土地の上に存する権利並びに建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第19号に規定する減価償却資産をいう。）であって、事業を実施する上で必要なものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の全部（当該事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合における当該共有に係る事業用資産については、その有していた共有持分の全部。次項において同じ。）の贈与をしたものという。

すなわち、「旧個人事業者」に該当するためには、次の3つの要件を満たす必要があります。

① 中小企業者

法の対象となる中小企業者の範囲は、下表のとおり中小企業基本法上の中小企業者を基本とし、既存の中小企業支援法と同様に業種の実態を踏まえ政令によりその範囲を拡大しており、その営む業種により以下のようないかだの会社又は個人とされています。

したがって、個人事業者の場合、中小企業者に該当するためには、従業員数が一定以下である必要があります。

表2 法の対象となる中小企業者の範囲（再掲）

中小企業基本法上の中小企業者の定義			政令により範囲を拡大した業種 (灰色部分を拡大)		
	資本金 又は	従業員数		資本金 又は	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
サービス業		100人以下			

②個人事業者として一定期間以上継続して事業を行っていたこと

ここにいう「一定期間」とは、3年間を意味すると経営承継円滑化法施行規則第2条第1項に規定されています。したがって、先代経営者は、合意又は贈与ま

での間に3年間以上、個人事業者として事業を営んでいる必要があります。

③他の者に対して当該事業に係る「事業用資産」の全部の贈与をしたこと

そして、先代経営者は、承継する事業のために用いていた事業用資産の全部を、自分以外の者（例えば後継者）に贈与している必要があります。

「事業用資産」については、資産の種類として、(i)土地又は土地の上に存する権利、(ii)建物、(iii)減価償却資産に該当するものに限られるとともに、資産の種類ごとに、それぞれ以下の条件に該当するものに限られます（すなわち、旧個人事業者が自ら所有し事業の用に供していた資産であっても、(i)～(iii)に該当しない資産や、(i)～(iii)に該当するとしても以下の条件を満たさないものについては、他の資産と併せて贈与している必要はありません。）。

なお、ここでいう「事業」には、不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業は含まれません。また、ここでいう「資産」は、先代経営者から自分以外の者に対する贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているものに限ります。

(i) 土地又は土地の上に存する権利について

- ・「宅地等」に該当すること
- ・贈与の直前において事業の用に供されていたこと
- ・建物又は構築物の敷地の用に供されていること
- ・棚卸資産に該当しないこと

(ii) 建物について

- ・贈与の直前において事業の用に供されていたこと
- ・棚卸資産に該当しないこと

(iii) 減価償却資産について

- ・以下のいずれかに該当すること
 - ✓ 地方税法第341条第4号に規定する「償却資産」
 - ✓ 自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される「自動車」
 - ✓ 租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項に規定する「減価償却資産」

なお、以上のいずれかに該当する財産について、先代経営者が共有持分を有していた場合、その共有持分も、他の資産と併せて同じ者に贈与している必要があります。

※ 「個人事業後継者」

法第3条第5項は、個人事業の経営の承継の場合における後継者を、「個人事業後継者」と定義しています。

この章において「個人事業後継者」とは、旧個人事業者から前項の事業用資産の全部の贈与を受けた個人である中小企業者（以下「事業用資産受贈者」という。）又は当該事業用資産受贈者から当該事業用資産の全部を相続により取得した個人である中小企業者であって、当該事業用資産をその営む事業の用に供しているものをいう。

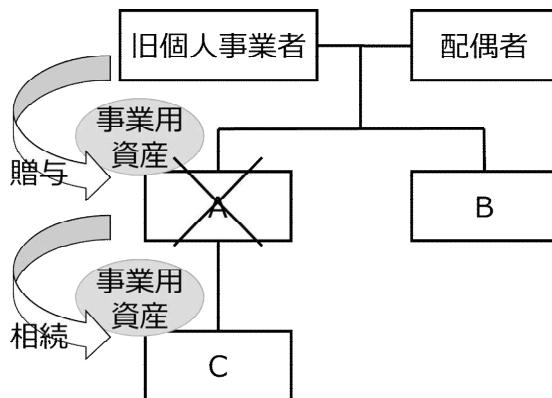
① 個人事業者であること

個人事業の経営の承継の場合における後継者は、承継した事業を営む個人事業者である必要があります。

② 旧個人事業者から事業用資産の全部の贈与を受けたこと

②' 旧個人事業者から事業用資産の全部の贈与を受けた者から、その全部を相続により承継したこと

後継者は、先代経営者が有していた「事業用資産」の全部を取得している必要があります。先代経営者から直接贈与を受けた場合はもちろんこの条件を満たしますし、そうでなくても、先代経営者からいったん「事業用資産」の全部の贈与を受けた者から、相続によって「事業用資産」の全部を承継した場合にも、この条件をみたすことになります。（②”については、例えば下図のようなケースにおけるCが該当します。）



③ 取得した事業用資産を自己の事業の用に供していること

そして、後継者は、取得した「事業用資産」を、自らの事業の用に供している必要があります。

(2) 4条5項の規定による定めの具体例

旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者は、第3項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる場合に当

該個人事業後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならない。

- 一 当該個人事業後継者が第3項の規定による合意の対象とした事業用資産の処分（当該個人事業後継者の事業活動の継続のために必要な処分として経済産業省令で定めるものを除く。）をする行為をした場合
- 二 当該個人事業後継者が当該事業用資産を専らその営む事業の用以外の用に供している場合
- 三 旧個人事業者の生存中に当該会社事業後継者が事業を営まなくなった場合

除外合意をした後、個人事業後継者が当該合意の対象とした事業用資産を処分し、又は事業の用に供さなくなったり、事業をやめてしまったりした場合には、当該合意は、本来の趣旨に沿わなくなるということができます。

しかしながら、こうした場合に当該合意の効力が当然に消滅することとすると、当該承継した事業の収益性が著しく低下し、（衡平を図る措置も併せ考えると）当該合意があることによってむしろ不利益を受けると判断した個人事業後継者が当該事業用資産等を処分するなどして、容易に当該合意の効力を消滅させることができることになり、当事者間の衡平上問題があると考えられます。

そこで、法第4条第5項は、予め旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者間で協議をし、個人事業後継者が事業用資産を処分した場合などに非後継者がとることができる措置を定めるべきことを規定しています。

その具体的な内容については、法は、特段の基準を設けておらず、当事者間の協議により、個別具体的な状況に応じて定めることができます。具体的には、次のような定めをすることが想定されますが、個人事業後継者の経営の自由度を高めるため、個人事業後継者が株式等を処分しても非後継者は何ら異議を述べず、一切の金銭を請求しない旨を定めることもできます。

- ・非後継者は、他の非後継者と共同して当該合意を解除することができる。
- ・非後継者は、個人事業後継者に対し、一定額の金銭の支払を請求することができる。

2. 後継者が取得した事業用資産以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等

法第5条及び第6条は、旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者が、除外合意をする際に、併せて、次の合意をすることができる旨を規定しています。

(1) 後継者が取得した事業用資産以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意（法第5条）

次の各号に掲げる者は、前条…第3項の規定による合意をする際に、併せて、

当該各号に掲げる者全員の合意をもって、書面により、当該各号に定める財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

一 (略)

二 旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者 個人事業後継者が当該
旧個人事業者からの贈与又は当該事業用資産受贈者からの相続により取得
した財産（当該事業用資産を除く。）

本条は、個人事業後継者が旧個人事業者の事業用資産以外の財産、例えば、事業の用に供している現金、預貯金などを旧個人事業者からの贈与等により取得している場合に、当該財産の価額についても遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこととすることができる旨を規定しています。

なお、本条の規定による合意の対象とすることができる財産の種類や額には制限はありません。

(2) 旧個人事業者の推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定め（法第6条第1項）

次の各号に掲げる者は、第4条第1項…の規定による合意をする際に、併せて、当該各号に掲げる者の合意をもって、当該各号に定める措置に関する定めをする場合においては、当該定めは、書面によってしなければならない。

一 (略)

二 旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者 当該推定相続人と当該
個人事業後継者との間の衡平及び当該推定相続人間の衡平を図るための措
置

法第4条及び第5条は、いずれも個人事業後継者が旧個人事業者からの贈与等により取得した事業用資産その他の財産に関する遺留分の算定に係る合意ですが、この合意につき非後継者の同意を得るために、何らかの形で、推定相続人と個人事業後継者との間の衡平、推定相続人間の衡平を図ることが考えられます。そのような措置を講じた場合には、当事者間の合意の全体を明らかにすることが望ましく、このため、本条は、当該定めをする場合には書面によるべき旨を規定しています。具体的には、以下のような定めをすることが想定されます。

- 個人事業後継者は、非後継者に対し、一定額の金銭を支払う。
- 個人事業後継者は、旧個人事業者に対し、生活費として、毎月一定額の金銭を支払う。
- 個人事業後継者は、旧個人事業者に疾病が生じたときは、医療費その他の金銭を負担する。

(3) 後継者以外の推定相続人が取得した財産に関する遺留分の算定に係る合意（法第6条第2項）

次の各号に掲げる者は、前項の規定による合意として、当該各号に定める財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

- 一 (略)
- 二 旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者 個人事業後継者以外の推定相続人が当該旧個人事業者からの贈与又は当該事業用資産受贈者からの相続により取得した財産

法第6条第2項は、同条第1項の推定相続人と個人事業後継者との間の衡平、推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めの一つとして、非後継者が旧個人事業者からの贈与等により取得した財産の価額についても、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこととすることができます。

なお、本項の規定による合意の対象とすることができる財産の種類や額には制限はありません。

第3章 手続

第1節 手続の概要

遺留分の算定に係る合意は、経済産業大臣の確認（以下この節において「大臣確認」といいます。）及び家庭裁判所の許可（以下この節において「家裁許可」といいます。）を得ることによって、その効力を生じます（法第7条第1項及び第8条第1項）。

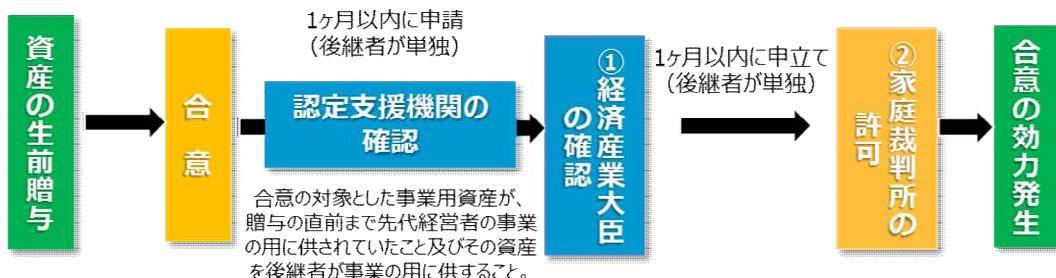
大臣確認の申請者及び家裁許可の申立人は、いずれも後継者単独です。

大臣確認及び家裁許可にはそれぞれ期間制限が設けられており、大臣確認は合意をした日から、家裁許可は大臣確認を受けた日から、それぞれ1ヶ月以内に申請又は申立てをする必要があります。

◎会社経営者の方



◎個人事業者の方



第2節 経済産業大臣の確認

1. 会社の経営の承継の場合

(1) 確認事項

経済産業大臣が確認する事項は、次のとおりです（法第7条第1項各号）。

- ① 当該合意が当該特例中小会社の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。
- ② 申請をした者が当該合意をした日において会社事業後継者であったこと。
- ③ 当該合意をした日において、当該会社事業後継者が所有する当該特例中小会社の株式等のうち当該合意の対象とした株式等を除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の100分の50以下の数であったこと。

④ 第4条第4項の規定による合意をしていること。

《備考》

①については、特例中小会社の経営の承継の円滑化を図ることを目的として遺留分の算定に係る合意をした旨を記載した書面により確認します。実務上は、遺留分の算定に係る合意をする際に作成する書面中に併せて記載するのが通常であると考えられます。

②については、申請者が、遺留分の算定に係る合意をした日において、法第3条第3項の「会社事業後継者」の要件のすべてを満たしていることです。

(2) 確認の申請手続

遺留分の算定に係る合意について大臣確認を受けるためには、会社事業後継者は、当該合意をした日から1か月以内に、所定の申請書に一定の書類を添付して、経済産業大臣に提出する必要があります（法第7条第3項）。

大臣確認は、経済産業省本省（中小企業庁事業環境部財務課）において事務処理をしています。したがって、申請書及び添付書類は、原則として同課に直接提出していただくことになりますが、各地方経済産業局に提出していただいても結構です。

(3) 申請書の記載要領

申請書は、様式第1を使用してください。

【様式記載事項についての補足説明】

「特例中小会社」について

- ① 「会社所在地」及び「会社名」には、特例中小会社の本店所在地及び会社名を記載してください。
- ② 「代表者の氏名」には、複数の代表者がいる場合には、すべての代表者の氏名を記載してください。なお、遺留分に関する民法の特例においては、会社事業後継者は、特例中小企業者の代表者であることが要件となっていますので、「代表者の氏名」欄に申請者たる会社事業後継者の氏名が記載されていなければ、大臣確認を受けることができません。
- ③ 「設立日」には、特例中小会社の登記事項証明書の「会社成立の年月日」欄に記載されている年月日を記載してください。
- ④ 「資本金の額又は出資の総額」には、合意日における特例中小会社の資本金の額又は出資の総額を記載してください。
- ⑤ 「株式上場又は店頭登録の有無」には、ア又はイのいずれかを○で囲んでください。なお、株式を上場又は店頭登録している株式会社は特例中小会社に該当しませんので（法第3条第1項）、アを○で囲んでいる場合には、大

臣確認を受けることができません。

- ⑥ 「主たる事業内容」には、合意日において特例中小会社が営んでいる事業内容（一般機械製造業、繊維・衣類等卸売業、一般飲食店など）を記載してください。
- ⑦ 「総株主又は総社員の議決権の数」には、合意日における全ての株主又は社員が有する議決権の総数を記載してください。
- ⑧ 「常時使用する従業員の数」には、合意日において特例中小会社が常時使用する従業員の数を記載してください。ここでいう「常時使用する従業員」は、後述(4)⑦で解説している「従業員数証明書」により証明することができる従業員を意味します。

「旧代表者」について

- ① 「住所」及び「氏名」には、それぞれ該当する事項を記載してください。
- ② 「代表権の有無」には、合意日において旧代表者が代表権を有する場合は「あり」を○で囲み、代表権を有さない場合は「なし」を○で囲むとともに代表者を退任した年月日を記載してください。

「会社事業後継者」について

- ① 「住所」、「氏名」及び「電話番号」には、それぞれ該当する事項を記載してください。「住所」欄には、郵便番号も記載してください。
- ② 「保有議決権数及び割合」には、合意日において、会社事業後継者が有する議決権の数と議決権総数に対する割合を記載してください。「合意の対象とした株式等を除いた保有議決権数及び割合」には、合意日において会社事業後継者が有する議決権の数から合意の対象となった議決権の数を控除した数とその議決権総数に対する割合を記載してください。
- ③ 「旧代表者との続柄」には、「妻」、「夫」、「長男」、「次男」、「養子」、「孫」、「第三者」など、旧代表者との続柄を記載してください。

「会社事業後継者以外の推定相続人」

別紙の「会社事業後継者以外の推定相続人目録」に、会社事業後継者以外の推定相続人全員の住所、氏名、電話番号及び旧代表者との続柄を記載してください。「住所」欄には、郵便番号も記載してください。

「合意の内容」について

- ① 「合意日」には、推定相続人間の合意の日を記載してください。
- ② 「合意の対象とした株式等を会社事業後継者に贈与した年月日又は期間」には、合意の対象とした株式等を会社事業後継者に贈与した年月日が特定できる場合にはその年月日及び数量を、贈与が複数回に及ぶなど個別の年月日が不明である場合にはその贈与を行った期間を記載してください。
- ③ 「チェック欄」には、合意をした事項について○を記載してください。な

お、「合意が特例中小会社の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。」、「法第4条第1項第1号の規定による合意」又は「法第4条第1項第2号の規定による合意」及び「法第4条第4項の規定による合意」は必須事項ですので、これらの事項に係る「チェック欄」に○が記載されていない場合には、大臣確認を受けることができません。

- ④ 「添付書類」には、合意をした事項ごとに、当該事項を確認できる書類及び該当箇所を具体的に記載してください。例えば、合意書内のある条項を指示す場合には、「合意書第●条」などと記載してください。

(4) 提出書類

大臣確認の申請をするに当たっては、次の各書類を用意し、提出してください。なお、確認申請書、確認証明申請書以外の、③～⑩に掲げる書類については、いずれも、申請者の希望により原本の還付を受けることができます⁷。原本の還付を受ける場合は、原本と併せてその写しを添付してください。原本は、確認書の交付時に返還します。なお、原本還付申請書は任意の形式で結構です。

	書類名	日付	写しの添付
①	申請書	—	必要（2通）
②	確認証明申請書	—	不要
③	合意書	—	必要(2通+請求する確認証明書の通数)
④	印鑑証明書	申請日前3か月以内	不要（※）
⑤	定款の写し	合意日付け	不要（※）
⑥	登記事項証明書	申請日前3か月以内	不要（※）
⑦	「従業員数証明書」	各発行日付け	不要（※）
⑧	前3事業年度の計算書類	各作成日付け	不要（※）
⑨	誓約書	合意日付け	不要（※）
⑩	戸籍謄本等（法定相続情報一覧図も利用可）	（旧代表者）出生から合意日までの連続した戸籍謄本等	不要（※）

⁷ 特に戸籍謄本等については、家裁許可の申立てに際して、家庭裁判所から提出を求められると考えられますので、原本の還付を受けておくと簡便です。

		(それ以外の者) 申請日前 3 か月以内	
⑪	旧代表者の住民票の写し	申請日前 3 か月以内	不要 (※)
⑫	株主名簿の写し	合意日付け	不要 (※)
⑬	(固定合意を行った場合) 固定した価額が公正であることの 証明書	合意日付け	不要 (※)
⑭	(経営を承継する会社が農地所有 適格法人である場合) 農業委員会の証明書	—	不要 (※)

※ 原本還付を希望する場合には、該当する書類の写し 1 通をそれぞれ添付すること。

※ マイナンバー（個人番号）の記載のないものをご提出ください。

各提出書類について、以下、留意点を説明致します。

① 確認申請書

(3)で説明した内容を記載した確認申請書（様式第 1）をご提出ください。

② 確認証明申請書

特例合意の効力を生じさせるためには、経済産業大臣の確認を受けた後、さらに、家庭裁判所の許可を受ける必要があります。家庭裁判所の許可を受けようとする場合、家庭裁判所に、確認証明書（「確認をしたことを証明する経済産業大臣の作成した書面」（家事事件手続規則第 123 条））を提出することが必要となります。

大臣確認の申請に際して、同時に確認証明書の申請をしておくと、確認書と一緒に、この確認証明書の交付を受けることができます。

申請書は、様式第 4 を使用してください。

③ 合意書

申請書を提出する際には、当事者間で合意した特例合意に係る書面の原本をご提出ください。（合意書の具体的なイメージについては、別途掲載している「合意書の一例」をご参照ください。）。氏名及び住所については、印鑑証明書又は戸籍謄本等を参照の上で正確に記載してください。

なお、当該書面は、経済産業省で保管するもののほか、申請者に交付する確認書に添付する必要があるため、写し各2通を添付してください（確認証明書の申請を同時にするとときは、さらに必要な通数分の写しも添付してください。）。

④ 印鑑証明書

③の書面に当事者が押印する場合には、印鑑登録をした印鑑（いわゆる「実印」）を押印し、当該印鑑に係る印鑑証明書を添付してください。印鑑証明書は、大臣確認の申請をする日の前3か月以内に作成されたものであることが必要です。

⑤ 定款の写し

特例中小会社の定款の写しを添付してください。合意日時点における有効な内容を確認する必要があるため、合意日付けの原本証明付きの写しをご提出ください（①当該書面に記載された内容が原本と相違ない旨の文言、②合意日の日付、③会社・代表取締役の記名があれば、原本証明として十分です。）。

なお、本来の定款変更手続を経ていなくても、法律上、定款変更したものとみなされる場合があります。法律により定款変更したものとみなされた事項が定款書面に反映されていない場合には、当該事項を記載した書面を併せて添付してください。

⑥ 登記事項証明書

特例中小会社の登記事項証明書を添付してください。大臣確認の申請をする日の前3か月以内に作成されたものであることが必要です。

なお、直近の登記事項証明書上、旧代表者が過去代表者であった旨が記載されていない場合には、旧代表者が代表者であったことを証する履歴事項証明書又は閉鎖事項証明書を併せて添付してください。

⑦ 「従業員数証明書」

合意日における常時使用する従業員の数を証する従業員数証明書を添付してください。

ここでいう「従業員数証明書」は、特別な意味を有しています。以下(i)～(iv)のうち、合意日時点における常時使用する全ての従業員の数を示すのに必要な書面を、全てご提出ください。

(i) 厚生年金保険⁸の標準報酬月額決定通知書

⁸ 厚生年金保険及び健康保険については、法人事業所はすべて適用事業所となります。また、個人事業所は一部の事業所（従業員が5人未満の個人経営の事業所など）を除き適用事業所となります。（厚生

70歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。

日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、厚生年金保険の加入対象となる者は常時使用する従業員には該当しません。

いわゆる出向や派遣等の場合にあっては、あくまでも厚生年金保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

厚生年金保険の適用事業所においては、70歳未満であり、かつ、従業員として使用されている者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、厚生年金保険の被保険者になります。

また、厚生年金保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め「標準報酬月額決定通知書」を発行します。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務役員以外の役員の人数を除いた人数が70歳未満の常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

(ii) 健康保険の標準報酬月額決定通知書

70歳以上75歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。

日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、健康保険の加入対象となる者は常時使用する従業員には該当しません。

任意継続被保険者は、被保険者であっても加入事業所における雇用の実態がないため、常時使用する従業員には該当しません。

いわゆる出向や派遣等の場合にあっては、あくまでも健康保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

健康保険の適用事業所においては、75歳未満であり、かつ、従業員として使用されている者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、船員保険に加入している場合等を除き健康保険の被保険者になります。

また、健康保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め

「標準報酬月額決定通知書」を発行します。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務役員以外の役員及び任意継続被保険者の人数を除いた人数のうち70歳以上75歳未満の人数が常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

(iii) 被保険者縦覧照会回答票

原則として「70歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類」です。

厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書では、合意日における常時使用する従業員の数を確認するため、標準報酬月額決定通知書発行後における被保険者の増減について、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

他方、被保険者縦覧照会回答票では、当該事業者における被保険者の資格取得日及びこれまで被保険者であった者の喪失日等が記載されるため、合意日における常時使用する従業員の数を被保険者縦覧照会回答票のみで証することができます。

また、被保険者縦覧照会回答票には、厚生年金の被保険者のほか、健康保険である「協会けんぽ」の被保険者も記載されることから、当該事業所が協会けんぽに加入している場合には、「70歳以上75歳未満の常時使用する従業員の数」を証する書類としても用いることができます。

なお、当該事業所が「組合健保」に加入している場合には、70歳以上75歳未満の常時使用する従業員の数を証するためには、別途②の「健康保険の標準報酬月額決定通知書」が必要となります。

(iv) その他の資料

常時使用する従業員の数を証する書類として、原則として、(i)から(iii)までの書類の提出を求めていますが、下記に掲げるような場合にあっては、2月を超える雇用契約があり給与支給の実績がある、いわゆる正社員並みの雇用実態があることを前提に、それぞれに定める書類を提出することにより常時使用する従業員として取り扱います。

- ・厚生年金保険や健康保険の適用事業所でない場合：2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など
- ・75歳以上で厚生年金保険及び健康保険の加入対象外である場合：2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細

書など

- ・船員保険の被保険者である場合等：これらの保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など
- ・使用者兼務役員である場合：職業安定所に提出する兼務役員雇用実態証明書、雇用保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える使用者としての雇用契約書及び使用者給与明細書など、使用者としての職制上の地位を証する書類

⑧ 前3事業年度の計算書類

特例中小会社の合意の日の前3年以内に終了した各事業年度の貸借対照表、損益計算書など会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類を添付してください。例えば、事業年度が4月1日から翌年3月31日までの会社の場合で、合意の日が令和元年9月1日であるときは、平成29年3月期、平成30年3月期及び平成31年3月期のものを提出してください。

これらについて、会社の種別ごとに具体的に提出をお願いしている書類をまとめる以下のようにになります。

なお、提出対象となる事業年度については、別途記載があるものを除き、それぞれの該当ページを参照してください。

なお、計算書類等の信頼性向上の観点から、計算書類等は「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に従って作成され事が望ましく、「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」又は「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」により税理士等の確認を受けている場合には、下記提出書類と併せてそのチェックリストも提出してください⁹。

施行規則第3条第2項第5号（民法特例における確認申請）の場合

	株式会社	合同会社	合名・合資会社
貸借対照表	○	○	○
損益計算書	○	○	△
株主（社員）資本等変動計算書	○	○	△
個別注記表	○	○	△
事業報告	○	△	△

⁹ 中小事業者は、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に掲った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努め、財務経営力の強化を図ることが重要です。
詳細は <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm> をご覧ください。

附属明細書(勘定科目内訳書を含む)	○	△	△
-------------------	---	---	---

《

略号》

○：必ず提出が必要な書類です。

△：作成している場合に提出をお願いしている書類です。ただし以下の点にご留意ください。

- 損益計算書を作成していない場合にあっては、収支計算書などそれに代わるものと提出してください。
- 事業報告を作成していない場合にあっては、法人税申告書添付の「法人事業概況説明書」を提出してください。
- 附属明細書を作成していない場合にあっては、貸借対照表及び損益計算書（収支明細書など）の作成の基礎となった勘定科目内訳書等を提出してください。

⑨ 特例中小会社が上場会社等に該当しない旨の誓約書

合意日において特例中小会社が株式を上場又は店頭登録していない旨の誓約書を作成し、添付してください。

⑩ 戸籍謄本等（法定相続情報一覧図も利用可）

旧代表者の推定相続人の全員が合意の当事者となっていることを証する戸籍謄本等（法務局が発行する法定相続情報一覧図も利用可）を添付してください。

戸籍は、戸籍法の改正、婚姻、転籍等によって、従前の戸籍が除籍されて新たな戸籍が編製されますので、連続したすべての戸籍を収集する際には、古い戸籍の消除日・除籍日と新しい戸籍の編製日が一致していることを確認してください。

戸籍謄本等を提出する場合に添付が必要な書類は、以下のとおりです。

- ・旧代表者の出生日から合意日までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本等
(→したがって、合意日の後に戸籍謄本等を取得することが必要です。取得が困難な場合は、中小企業庁事業環境部財務課にご相談ください。)
- ・会社事業後継者及び推定相続人全員の戸籍謄本等
- ・旧代表者の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合、その子（及びその代襲者）の出生日から死亡日までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本等
- ・旧代表者の父母が推定相続人に含まれる場合において、父母の一方が死亡しているときは、その死亡時の戸籍（又は除籍、改製原戸籍）の謄本等

なお、外国語によって作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文の添付が必要です。

⑪ 旧代表者の住民票の写し

旧代表者の住民票の写しを添付してください。大臣確認の申請をする日の前3か月以内に作成されたものであることが必要です。マイナンバー（個人番号）の記載のないものをご提出ください。

⑫ 株主名簿の写し

特例中小会社が株式会社である場合には、合意日における特例中小会社の株主名簿の写しを添付してください。

合意日時点における有効な内容を確認する必要があるため、合意日付けの原本証明付きの写しをご提出ください（①当該書面に記載された内容が原本と相違ない旨の文言、②合意日の日付、③会社・代表取締役の記名があれば、原本証明として十分です。）。

⑬ （固定合意を行った場合）法第4条第1項第2号に掲げる内容の定めをした場合においては、同号に規定する証明を記載した書面

固定合意をした場合には、当該合意により定めた価額が合意の時における相当な価額であることの弁護士等の証明書を添付してください。

証明書の具体的なイメージについては、別途掲載している「固定合意に係る証明書の一例」をご参照ください。

⑭ 農地所有適格法人である旨の農業委員会の証明書

特例中小会社が農地所有適格法人である場合には、合意日において農地所有適格法人である旨の農業委員会の証明書¹⁰を添付してください。

2. 個人事業の経営の承継の場合

（1）確認事項

経済産業大臣が確認する事項は、次のとおりです（法第7条第2項各号）。

- ① 当該合意が当該旧個人事業者が営んでいた事業の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。
- ② 申請をした者が当該合意をした日において個人事業後継者であったこと。
- ③ 第4条第5項の規定による合意をしていること。

《備考》

¹⁰ 農業委員会の証明書の入手方法については、最寄りの農業委員会にお問い合わせください。

①については、事業の経営の承継の円滑化を図ることを目的として遺留分の算定に係る合意をした旨を記載した書面により確認します。実務上は、遺留分の算定に係る合意をする際に作成する書面中に併せて記載するのが通常であると考えられます。

②については、申請者が、遺留分の算定に係る合意をした日において、法第3条第5項の「個人事業後継者」の要件のすべてを満たしていることです。

(2) 確認の申請手続

遺留分の算定に係る合意について大臣確認を受けるためには、個人事業後継者は、当該合意をした日から1か月以内に、所定の申請書に一定の書類を添付して、経済産業大臣に提出する必要があります（法第7条第3項）。

大臣確認は、経済産業省本省（中小企業庁事業環境部財務課）において事務処理をしています。したがって、申請書及び添付書類は、原則として同課に直接提出していただくことになりますが、各地方経済産業局に提出していただいても結構です。

(3) 申請書の記載要領

申請書は、様式第1の2を使用してください。

【様式記載事項についての補足説明】

「旧個人事業者」について

- ① 「氏名」には、承継される事業を営んでいた旧個人事業者の氏名を記載してください。
- ② 「事業開始日」には、旧個人事業者が、承継される事業を開始した年月日を記載してください。（贈与又は合意の日から）
- ③ 「主たる事業内容」には、合意日において特例中小会社が営んでいる事業内容（一般機械製造業、繊維・衣類等卸売業、一般飲食店など）を記載してください。

「個人事業後継者」について

- ① 「住所」、「氏名」及び「電話番号」には、それぞれ該当する事項を記載してください。「住所」欄には、郵便番号も記載してください。
- ② 「旧個人事業者との続柄」には、「妻」、「夫」、「長男」、「次男」、「養子」、「孫」、「第三者」など、旧代表者との続柄を記載してください。

「個人事業後継者以外の推定相続人」

別紙の「目録① 個人事業後継者以外の推定相続人」に、個人事業後継者以外の推定相続人全員の住所、氏名、電話番号及び旧代表者との続柄を記載してください。「住所」欄には、郵便番号も記載してください。

「合意の内容」について

- ① 「合意日」には、個人事業後継者及び推定相続人間の合意の日を記載してください。
- ② 「合意の対象とした事業用資産を個人事業後継者に贈与した年月日又は期間」には、合意の対象とした事業用資産を個人事業後継者に贈与した年月日が特定できる場合にはその年月日を、贈与が複数回に及ぶなど個別の年月日が特定できない場合にはその贈与を行った期間を記載してください。
- ③ 「チェック欄」には、合意をした事項について○を記載してください。なお、「合意が特例中小会社の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。」、「法第4条第3項の規定による合意」及び「法第4条第5項の規定による合意」は必須事項ですので、これらの事項に係る「チェック欄」に○が記載されていない場合には、大臣確認を受けることができません。
- ④ 「添付書類」には、合意をした事項ごとに、当該事項を確認できる書類及び該当箇所を具体的に記載してください。例えば、合意書内のある条項を指示する場合には、「合意書第●条」などと記載してください。

(4) 提出書類

大臣確認の申請をするに当たっては、次の各書類を用意し、提出してください。なお、確認申請書、確認証明申請書以外の、③～⑧に掲げる書類については、いずれも、申請者の希望により原本の還付を受けることができます¹¹。原本の還付を受ける場合は、原本と併せてその写しを添付してください。原本は、確認書の交付時に返還します。なお、原本還付申請書は任意の形式で結構です。

	書類名	日付	写しの添付
①	申請書	—	必要（2通）
②	確認証明申請書	—	不要
③	合意書	—	必要（2通+請求する確認証明書の通数）
④	印鑑証明書	申請日前3か月以内	不要（※）
⑤	旧個人事業者の住民票の写し (後継者の印鑑証明書の提出がない場合は後継者のものも必要)	申請日前3か月以内	不要（※）

¹¹ 特に戸籍謄本等については、家裁許可の申立てに際して、家庭裁判所から提出を求められると考えられますので、原本の還付を受けておくと簡便です。

⑥	旧個人事業者の確定申告書（3年分）	—	不要（※）
⑦	戸籍謄本等（法定相続情報一覧図も利用可）	（旧代表者）出生から合意日までの連続した戸籍謄本等 （それ以外の者）申請日前3か月以内	不要（※）
⑧	認定支援機関の確認書	—	不要（※）

※ 原本還付を希望する場合には、該当する書類の写し1通をそれぞれ添付すること。

※ マイナンバー（個人番号）の記載のないものをご提出ください。

各提出書類について、以下、留意点を説明致します。

① 確認申請書

(3)で説明した内容を記載した確認申請書（様式第1の2）をご提出ください。

② 確認証明申請書

特例合意の効力を生じさせるためには、経済産業大臣の確認を受けた後、さらに、家庭裁判所の許可を受ける必要があります。家庭裁判所の許可を受けようとする場合、家庭裁判所に、確認証明書（「確認をしたことを証明する経済産業大臣の作成した書面」（家事事件手続規則第123条））を提出することが必要となります。

大臣確認の申請に際して、同時に確認証明書の申請をしておくと、確認書と一緒に、この確認証明書の交付を受けることができます。

申請書は、様式第4の2を使用してください。

③ 合意書

申請書を提出する際には、当事者間で合意した特例合意に係る書面の原本をご提出ください。（合意書の具体的なイメージについては、別途掲載している「合意書の一例」をご参照ください。）氏名及び住所については、印鑑証明書又は戸籍謄本等を参照の上で正確に記載してください。

なお、当該書面は、経済産業省で保管するもののほか、申請者に交付する確認書に添付する必要があるため、写し各2通を添付してください（確認証明書の申

請を同時にすることは、さらに必要な通数分の写しも添付してください。)。

④ 印鑑証明書

③の書面に当事者が押印する場合には、印鑑登録をした印鑑（いわゆる「実印」）を押印し、当該印鑑に係る印鑑証明書を添付してください。印鑑証明書は、大臣確認の申請をする日の前3か月以内に作成されたものであることが必要です。

⑤ 住民票の写し

旧個人事業者の住民票の写しを添付してください。ただし、後継者の印鑑証明書の提出がない場合は後継者の住民票の写しも必要です。大臣確認の申請をする日の前3か月以内に作成されたものであることが必要です。マイナンバー（個人番号）の記載のないものをご提出ください。

⑥ 旧個人事業者の確定申告書（3年分）

民法特例の適用を受けるためには、旧個人事業者が、合意日以前に、3年以上にわたり継続して事業を行っていたことが前提となります。そのため、先代経営者の3年分の税務申告書類をご提出ください。

⑦ 戸籍謄本等（法定相続情報一覧図も利用可）

旧個人事業者の推定相続人の全員が合意の当事者となっていることを証する戸籍謄本等（法務局が発行する法定相続情報一覧図も利用可）を添付してください。

戸籍は、戸籍法の改正、婚姻、転籍等によって、従前の戸籍が除籍されて新たな戸籍が編製されますので、連続したすべての戸籍を収集する際には、古い戸籍の消除日・除籍日と新しい戸籍の編製日が一致していることを確認してください。

戸籍謄本等を提出する場合に添付が必要な書類は、以下のとおりです。

- ・旧個人事業者の出生日から合意日までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本等

（→したがって、合意日の後に戸籍謄本等を取得することが必要です。取得が困難な場合は、中小企業庁事業環境部財務課にご相談ください。）

- ・個人事業後継者及び推定相続人全員の戸籍謄本等

- ・旧個人事業者の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合、その子（及びその代襲者）の出生日から死亡日までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本等

- ・旧個人事業者の父母が推定相続人に含まれる場合において、父母の一方が死亡しているときは、その死亡時の戸籍（又は除籍、改製原戸籍）の謄本等

なお、外国語によって作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文の添付が必要です。

⑧ 認定支援機関の確認書

後継者が、旧個人事業者の事業用資産を全て承継していること、及び承継した事業用資産を全て自らの事業の用に供していることにつき、認定支援機関の確認を受けたことを証する確認書を添付してください。

確認書の具体的なイメージについては、別途掲載している「事業用資産の贈与等に係る認定経営革新等支援機関の確認書の一例」をご参照ください。

3. 確認書の交付

経済産業大臣は、確認をした際には、申請者に対して確認書を交付します（施行規則第5条第1項）。

確認申請の際に、併せて確認証明申請書もご提出いただいた場合には、この際、確認証明書も併せて交付されます。この確認証明書を、家庭裁判所への許可申請の際に添付書類としてご提出ください。

第3節 家庭裁判所の許可

家庭裁判所の許可に関する手続については、最高裁判所のホームページ¹²に掲載されていますので、参照してください。以下は、同ページからの抜粋です（令和2年9月時点。一部加工済み。）。

1 概要

この申立ては、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」中の「遺留分に関する民法の特例」の規定に基づく遺留分の算定に係る合意の許可を求めるものです。

「遺留分に関する民法の特例」の規定においては、一定の要件を満たす中小会社又は個人事業者の後継者が、所要の手続を経ることを前提として、以下の特例などの適用を受けることができる旨定められています。

(1) 中小会社の場合

- ① 後継者が中小会社の旧代表者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと
- ② 後継者が中小会社の旧代表者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意の時における価額とす

¹² http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_06_29/index.html に遺留分の算定に係る合意の許可に関する手続が掲載されています。

ること

(2) 個人事業者の場合

後継者が旧個人事業者からの贈与等により取得した事業用資産について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと

この手続を利用するためには、中小会社の旧代表者又は旧個人事業者の推定相続人（兄弟姉妹及びおい・めいを除く。）及び後継者全員で合意書面を作成し、その合意をした日から1か月以内に、後継者が経済産業大臣に対して、合意についての確認の申請を行う必要があります。後継者は、その確認を受けた日から1か月以内に、家庭裁判所にこの申立てをする必要があります。

家庭裁判所は、その合意が当事者の全員の真意に出たものであるとの心証を得なければ合意を許可することができません。許可の審判が確定すると、合意の効力が生じます。

2 申立人

経済産業大臣の確認を受けた後継者

3 申立期間

経済産業大臣の確認を受けた日から1か月以内

4 申立先

(1) 中小会社の場合

中小会社の旧代表者の住所地の家庭裁判所¹³

(2) 個人事業者の場合

旧個人事業者の住所地の家庭裁判所¹⁴

5 申立てに必要な費用

・収入印紙800円分

・連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。なお、各裁判所ウェブサイト¹⁵中に掲載されている場合もあります。）

6 申立てに必要な書類

(1) 申立書（7の書式及び記載例をご利用ください。）

¹³ 管轄裁判所は、最高裁判所のホームページで調べることができます。

¹⁴ 管轄裁判所は、最高裁判所のホームページで調べることができます。

¹⁵ <http://www.courts.go.jp/saiban/kankatu/index.html> に各地の裁判所一覧が掲載されています。

(2) 標準的な申立添付書類

- ※ 同じ書類は1通で足ります。
- ※ 戸籍等の謄本は、経済産業省から還付されたもので差し支えありません。
- ※ 戸籍等の謄本は、戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれる場合があります。
- ※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

【共通】

- ① 経済産業大臣の作成に係る確認証明書（「確認書」ではないので注意が必要です。）
- ② 合意書面の写しを推定相続人（中小会社の旧代表者又は旧個人事業者の兄弟姉妹及びおい・めいを除く。）の人数分の通数
- ③ 中小会社の旧代表者又は旧個人事業者の出生時から現在までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ④ 推定相続人全員の戸籍謄本
- ⑤ 中小会社の旧代表者又は旧個人事業者の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【推定相続人に父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）が含まれている場合】

- ⑥ 推定相続人が父母の場合で、父母の一方が死亡しているときは、その死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ⑦ 推定相続人が祖父母、曾祖父母の場合は、他に死亡している直系尊属（ただし、推定相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る（例：祖母が推定相続人である場合、祖父と父母））がいらっしゃる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

7 申立書の書式及び記載例¹⁶

¹⁶ http://www.courts.go.jp/saiban/syosiki_kazisinpansyosiki_01_69/index.html に申立書の書式及び記載例が掲載されています。